

専決処分の報告について

交通事故に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成31年2月25日提出

秦野市長 高橋 昌和



専 決 処 分 書

交通事故に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

1 賠償金額

36,601円

2 賠償の相手方

東京都港区新橋一丁目18番6号 共栄火災ビル8階

しんきんリース株式会社

代表取締役 小池 誠 一

平成31年1月25日

秦野市長 高橋 昌 和



事故の概要

(1) 発生日時

平成30年10月31日午前9時55分頃

(2) 発生場所

秦野市萩が丘9番30号先

(3) 事故の状況

生活福祉課職員の運転する公用車が、上記場所の市道曲松一丁目11号線を走行中、対向車とすれ違う際に、路側帯に駐車されていたしんきんリース株式会社所有の原動機付自転車の後部に設置された樹脂製ボックス等に接触し、その一部を損傷させた。

(4) 本市の責任原因

左側前方の安全確認不履行

(5) 本市の過失割合

100パーセント